

業對策の立場から、亦労働時間を短縮すべきである。

理由

労働時間の短縮は、第一に機械文明の発達のために労働者の労働強化が行われ、その結果労働者の健康状態が憂慮すべきものとなつて来た。そのために人道的、社会的の問題となり労働者の生活改善、地位の向上を図る目的の下に労働時間の短縮が主張された。

これが我が國に於ても工場法制定の主旨であり、一九一九年國際労働總會に於ける一週四十八時間労働制の決定の所以である。

ところが労働時間問題は、二の労働者の保健衛生上に餘餘時間による疲労の回復、教育、娯樂の機会を持つところの社会的・文化的文藝の外に、第二に能率の是地よりする労働時間短縮の主張である。即ち労働時間を徒らに延長することが能率を高める所以下ないとするところの意見である。

アメリカのカーク氏は「若し労働者を一日限り使用して最大の仕事をせよとするならば

二十四時間労働は如くはない。しかし若し作業を一週間続けるとせば一日二十時間、一ヶ月に亘る時は二十五時間、数年をうば十時間、労働者生活を通じて最大の能率をあげんとせば、八時間労働をもって最も適宜とするであらう」と述べてある。

二の見解がドコまで正しいかは別として、労働時間の短縮が能率に重大な關係を有してゐることは何人も認めるところである。

而して第三は失業対策としての労働時間短縮である。これは本年度労働總會の重要な多難として伊太利より提出されてゐるが、既に独逸、佛蘭西、伊太利の諸國に於ては一樣に従前の一週四十八時間制から四十時間制へ進んでゐる。米國の奴きは一週五日三十時間制を採用してゐるところがある。これに對して日本は、一九一九年の労働總會に於ても、世界が一週四十八時間制を採用したとき、印度と夫は日本の資本家及び政府は特殊國板公を要承し今日に及んでゐる。

今又諸國の労働時間短縮運動盛んなる時、日本のそれは正反對であつて、その現状は左の如